

日医発第179号（保41）
平成20年5月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成20年4月11日付厚生労働省告示第279号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった「ムコ多糖症Ⅳ型」治療薬1成分1品目を薬価基準の別表に第5部追補（1）として緊急的に収載したものであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌6月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平20. 4. 11 第279号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平20. 4. 11 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平20年3月承認予定分）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働二七九)

○厚生労働省告示第二百七十九号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表に第5部として次のように加える。

品名	注	第5部	注射	箱	薬	規格	単位	薬	価目	
ナゲラザインム点滴静注液					(1)					
							5 mg	5 mL	1 瓶	256,775

(な)

事務連絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) } 御中
国民健康保険主管課(部) }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成20年4月11日付厚生労働省告示第279号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,866	3,760	2,694	40	14,360

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)	
1	注射薬	ナグラザイム点滴静注液 5 mg	ガルスルファーゼ (遺伝子組換え)	5 mg 5 mL 1 瓶	256,775

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品 (平成二十年三月承認予定分)

(注射薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 注395	ナグラザイム点滴静注液5mg (アンジェスMG)	5mg5mL1瓶	ガルスルファーゼ(遺伝子組換え)	通常、ガルスルファーゼ(遺伝子組換え)として、1回体重1kgあたり1mgを週1回、点滴静注する。
(効能・効果) ムコ多糖症VI型				